

## 平成 18 年度第 1 回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 日 時 平成 18 年 6 月 2 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 会 場 安曇野市役所第 2 会議室
- 3 出席者 三澤会長、宮澤委員、岡田委員、勝野委員、神戸委員
- 4 市側出席者 平林市長、黒岩総務部長、山田係長、堀金主査
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 0 人 記者 1 人

### <1 開会>

[黒岩部長] 定刻となりましたので、ただ今から情報公開・個人情報保護審査会委員任命式及び第 1 回会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます総務部長の黒岩と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### <2 任命書交付>

[黒岩部長] はじめに任命式を行わせていただきます。任命書は、市長が皆様方に直接お渡し申し上げますので、大変おそれいりますけれども、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立を賜りたいと思います。なお、任期は、6 月 1 日からの任期ということでよろしくお願い申し上げます。（以下省略）

### <3 市長あいさつ>

[黒岩部長] 続きまして、市長からご挨拶を申し上げます。

[平林市長] 本日、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方には、安曇野市のまちづくりに、温かいご支援とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げる次第であります。本日は、安曇野市といたしまして、新しい委員の皆様方によります第 1 回の安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の会議でありまして、委員の皆様方には、委員を大変快くお引き受けをいただきました。重ねて御礼を申し上げます。もう既にご認識をいただいているとおりでございますけれども、安曇野市といたしましても、市の保有している様々な情報を市民の皆さんにわかり易く公開いたしまして、これを市民の皆さんと共有していきたい。そして、市政を市民の皆様方により身近に感じていただきながら、積極的に市政へ参加していただき、公正で開かれた市政運営を図って、それによりまして活気のある地域づくりというものを行っていききたいと思っているところであります。個人情報保護条例につきましても、昨年 4 月 1 日から個人情報保護法も全面

施行されまして、市民の個人の情報に関する意識、あるいは、我々の取扱い上の注意等が非常に高度になっているのではなかろうかと思っております。今後とも引き続き個人情報の取扱いを適切に行っていかなければならない。そして、それによって市民の皆様方の信頼を深めていかなければいけないと思っているところであります。さて、委員の皆様方には、条例に基づきまして、不服申立て等の審査のほか、安曇野市の実施機関におけます個人情報の適切な取扱い、また、市民の信頼を一層確保するために罰則規定の検討ですとか、公の施設を管理する指定管理者制度というものが出来まして、こういった施設の管理業務に関しまして、情報公開などをどんどん進めていかなければいけない。このことにつきまして、ひとつよろしくご意見を頂戴してまいりたいと思っているところであります。個人情報保護法というものができまして、それによって我々の行政の施策を実行していくうえでも、極めて微妙な問題もたくさん出ております。この個人情報というものがあまりにも過大に捉えているのではないかと思っております。それによって行政の施策を実行するうえでも、これが行えない、あるいは、行えにくい状況をどうしていったらよいのか皆様方の適切なご意見、ご提言、ご忠告等をいただいいていかななくてはなりません。例えば、地域福祉ということが言われておりまして、地域の方々が、独居老人のお世話をしたいということに、その情報を流せない、お渡し出来ないということですか、様々なことが出ておりまして、それをどうやって解決していったらよいか悩むことが多いわけです。そういったこと等につきましても、より良い方向に運用していかななくてはならないし、法律に触れることがあってはならない。個人の利害に相当にかかわってくることもあると思いますので、その辺をしっかりと見極めていかななくてはと思っております。大変お忙しい委員の皆様方にありますけれども、この制度が円滑に推進できますように、是非ひとつご支援とご協力、ご提言をお願い申し上げます。

[黒岩部長] どうもありがとうございました。それでは、市長は、公務のために中座をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[平林市長] 皆様方、大変失礼いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

(14時から総会のため市長退席)

#### <4 審査会委員及び事務局職員自己紹介>

[黒岩部長] それでは、進めさせていただきます。本日は、第1回の会議ということでございまして、皆様方には、初めてお会いする方が大半だと思われるので、そこで自己紹介をお願いいたします。名簿があるかと思いますが、名簿順に岡田委員のほうから自己紹介をお願い申し上げます。(以下省略)

[黒岩部長] 以上、自己紹介をさせていただきました。

<5 会長の選出及び職務代理の指名>

[黒岩部長] 引き続きまして、5番目の会長の選出及び職務代理の指名ということになりますが、会長及び職務代理につきましては、安曇野市情報公開条例の21条で審査会に会長及び職務代理を置くということとなっております。また、会長につきましては、委員の互選によって定め、会長の職務代理は、委員のうちから会長が指名するというようになっております。会長の選出にあたりましては、私のほうで進めていただきますのでご了解を賜りたいと思います。それでは早速ですが、会長を選出していただくわけでございますけれども、自薦、他薦その他ありましたらご意見を承りたいと思いますがいかがでございましょうか。とはいっても、初対面で大変難しいかと思いますが、どうでしょうか。

[岡田委員] 答申書を市長に手渡ししたり、そういうのは、近くに住んでいないとなかなかちょっと松本に住んでいると来にくいというのがあるので、そういう実績的なことはともかく、会長、職務代理は、なるべくお近くに住んでいる方をお願いしていただくと大変嬉しいです。

[黒岩部長] 今、大変貴重なご意見をいただきました。他にご意見ございますでしょうか。

[黒岩部長] 今、岡田先生のおっしゃいますことも含めて、できれば、岡田委員は大学の講義を毎日やっておられますし、神戸先生は、法廷活動等でお忙しいと思います。勝野委員も看護師さんとしての病院勤務があるというようなことで、他ないということではないのでございますが、地元の方に是非、そういったかたちで、会長に就いていただいたほうが非常に力強いわけですが、その辺でお引き受けいただけないでしょうかということなんですが、どうでしょうか。ご意見もないようでございますので、いいですか。私どもの勝手なお願いをひとつ聞いていただきたいと思います、お名前を差し上げたいと思うんですけども是非、会長に人権擁護委員の三澤委員をお願いをしたらと思いますが。

[三澤委員] 何もわかりませんので、お引き受けしてどうかと思いますが、事務でいろいろ出てきた場合は、皆さんで決めていただき、最終的に判断をする程度のご協力しかできませんがよろしいでしょうか。

(全員拍手で承認)

[黒岩部長] よろしくお願いいいたします。それでは、会長席をご用意してありますので、お着きいただきたいと思います。

<6 会長あいさつ>

[三澤会長] 突然のご指名でございますが、ご意見をお伺いしながら進めていきたいと考えております。2年継続ということですが、どうぞよろしくお願いいいたします。

[黒岩部長] どうもありがとうございました。続きまして、会長の職務代理の選出でございますけれども、条例の第21条第3項の規定によりまして会長の指名ということになっておりますので、会長のほうから職務代理の指名をお願いいたします。

[三澤会長] 初めてお会いしたばかりで ぜんぜんわかりませんので、事務局で案がございましたらお願いいたします。

[黒岩部長] わかりました。それでは、職務代理に宮澤正士さんをお願いしたいと思いますですがよろしくお願いいたします。

[三澤会長] よろしくお願いいたします。

[宮澤委員] よろしくお願いいたします。

[黒岩部長] それでは、あと先程ご挨拶をいただきましたので、先に進めさせていただきますと思います。7番の議題でございます。ここからにつきましては、議事進行につきまして、会長をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

[三澤会長] 議事に先立ちまして、本日の出席委員は全員で、安曇野市情報公開条例第22条第2項の規定に基づき、会議は成立していることを報告いたします。また、本日の会議は、公開としておりますので、会議録も公開の対象となっております。傍聴される方がおいでのようですけれども、会議が円滑に進行できますようご協力をお願いします。なお、会議の進行に支障をきたすような事態が生じた場合は、私の指示に従って進行させていただきます。

#### <7 議題>

[三澤会長] それでは、7番の議題にはいっていききたいと思います。(1)制度の概要及び審査会の概要と(2)審査会の運営について、併せて事務局から説明をお願いします。

[事務局] 制度の概要ということではありますが、要点のみの説明とさせていただきますと思っております。まず、最初に安曇野市情報公開制度ということで、資料1に基づいて説明をさせていただきます。まず第1条目的でございます。条例の解釈の指針となるものでございます。市民の請求に応じて、情報を公開する公文書公開制度と自らが積極的に情報提供する情報提供制度などからなる情報公開制度を総合的に推進することを目的としております。続きまして、第2条用語の定義でございます。そこに記載したとおりでございますが、特に(3)の実施機関ということではありますが、市長、市長部局のことです。それから議会、教育委員会、選挙管理委員会から始まりまして、固定資産評価審査委員会まですべての実施機関が公開対象と規定しております。それから第3条、第4条ということですが、実施機関の責務、市民の責務ということで記載しております。それぞれ責務を規定しております。そ

それから第5条公開請求権となっておりますが、何人もということの規定させていただいております。何人もということは、誰でもということでございます。市内に住所を有する者というような限定的な範囲は、規定してございません。第6条ということで、公開請求の方法について記載してございます。それから第7条公文書の公開義務ということで、規定してございますが、非公開情報を除いて、公文書の公開の義務があること。また、非公開とする情報の範囲を定めたものです。概略を申し上げますと、公開できない情報というものが書いてございますが、法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報、それから個人に関する情報、特にこれが多いかと思っておりますが、次に公開することにより、法人などに明らかに不利益を与えると認められる情報、それから意思形成過程の情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しく支障を生ずるおそれがある情報、それから公開することにより、事務事業の公正又は適正な執行を著しく困難にするおそれがある情報、公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれのある情報といったようなかたちで記載内容になっております。公開できないことがある文書ということですが、公文書というのは、公開することが原則です。しかし、やはり今言ったような情報が記載されている部分につきましては、公開できないということですが、市としましては、市民と同じ目線、あるいは、すべてオープンにするという意味で原則公開ということで規定してございます。それから3ページ下のほうになりますが、第8条部分公開と書いてあります。先程言いましたように、原則公開の趣旨から、非公開情報が記録されている場合でも、その非公開情報を容易に区分して除くことができる時には、公開可能な部分だけでも公開するというふうになっております。それを部分公開というふうに規定してございます。4ページ第9条公益上の理由による裁量的公開というふうに書いてございます。例外的でございますが、非公開情報であっても個別・具体的な場合において、非公開とすることよりも公開することの公益性がより優れている場合には、実施機関の高度の裁量的判断により公開することを定めたものです。具体的事例が何かということにつきましては、いまのところ想定はされておられません。続きまして、第10条行政情報の存否に関する情報ということでございます。公開決定はその公文書が存在するか否かを明らかにしたうえで行うことが原則ですが、その文書そのものの存在を明らかにしないで公開請求を拒否することを定めたものです。当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、公開情報を公開することになるときは、特定個人の病歴のような個人に関する情報とかあるいは、未発表の先進的な研究開発情報や特定分野に限定しての試験問

題の出題予定に関する情報などのように公開請求対象の公文書が存在するか否かを明らかにすることにより本来非公開として保護すべき利益が害される場合をいうものです。続きまして、第 11 条公開請求のための情報提供ということです。市が保有する情報については、請求者に対する情報の提供について、市の責務を規定したということになっております。第 12 条公開請求に対する公開決定ということでありましたが、公開請求があった場合に実施機関に対し、市に対し、当該公文書を公開することがどうかの決定を行うことと、それとその内容を通知することについて義務付けることを定めたものです。公開請求を拒否するとき及び公文書を管理しないときも公開しないことの決定をすることとし、条例上処分として明確に位置づけをしております。それから公開請求があった場合の公開決定までの期限を 15 日以内としています。請求があった日から 15 日以内、この期限内に公開決定が行うことができない場合には、60 日を限度として延長することができることを定めてございます。第 13 条事案の移送という見出しになっておりますが、他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合において、他の実施機関に公開可否についての判断を委ねることが迅速かつ適切な判断・決定を行うことができる場合には、事案の移送をするということですので、そこで請求を受けても他の実施機関が移送するという規定になっております。第 14 条第三者に対する意見提出の機会の付与等ということになっております。なお、本条につきましては、請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときには、この第三者の権利・利益を保護するとともに重要かつ公正な公開決定を行うために、公開決定前に当該第三者に対して意見提出の機会を付与すること及び当該第三者が反対意見を提出した場合において、公開を実施する際に、当該第三者の公開についての争訟の機会を確保することについて定めたものです。第 15 条公開の実施ということです。本条は、公文書の公開を実施する場合の具体的な方法について定めてございます。第 16 条費用の負担ということです。規則において、実費ということで規定してございます。例えば、写しの交付をする場合には、A 3 用紙まで 1 面 10 円というような実費の額を規定してございます。第 17 条不服申し立てに対する措置としてございます。公文書の公開決定について、行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てがあった場合の手続について定めたものでございます。公開決定等に対する不服申し立ては、処分庁の上級行政庁に対する審査請求又は処分庁である実施機関に対して異議申し立てが行われることとなるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を確保するため、第三者で構成する安曇野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、裁決又は決定を行う独自の救済手続きを定めたもので

す。第 18 条諮問した旨の通知と規定してございます。諮問した実施機関に対して、審査会に諮問した旨を不服申立人等に通知することを義務付けてございます。第 19 条第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続ということでございますが、実施機関は第三者からなされた不服申立てに対する裁決又は決定などを行う場合において、第三者が取り消し訴訟を提起する機会を保障するため、裁決又は決定として公開の実施日との間に一定の期間 2 週間を置くことについて定めたものです。第 20 条審査会の設置ということで、先程、職務代理を決めていただきましたけれども審査会の組織について規定してございます。第 17 条の規定による不服申立ての調査審議するほか、安曇野市の個人情報保護条例の規定により権限に属された事項を調査審議するために審査会を設置すると規定してございます。審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。審査委員は、5 名、市長が適当と認める者のうちから市長が任命させていただきます。委員の任期は 2 年とし、前任者の残任期間とする。21 条会長は、審査会の委員が互選する。会長に事故あるときには、その職務を代理する。22 条会議等ということになります。審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。審査会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、会議事前にご通知を差し上げ、日程調整をしながら全員の方に出席を願うかたちのなかで開催日を決めていきたいと思っております。審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。4、審査会が必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることはできない。5、諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。6、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。守秘義務、第 23 条です。審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とする。第 24 条、意見の陳述、審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。2、前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。第 25 条意見書の提出、不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出し

なければならない。第 26 条提出資料の閲覧、不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。第 27 条調査審議の手続きの非公開ということで、審査会の行う調査審議の手続きは公開しない。個人情報等の入った不服申立て等の調査審議については、非公開ということになるかと思えます。第 28 条不服申立ての制限、この条例の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。答申書の送付、審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。ということで、概ね 20 条の審査会の設置から 29 条までが審査会の職務、あるいは組織ということになるかと思えます。第 30 条の公文書の管理、第 31 条の情報の目録、32 条の情報公開の総合的推進、33 条の実施状況の公表ということで記載していますが、市としての情報公開に関する義務的な規定を記載していますが。第 34 条他法令との関係、第 35 条が出資法人等の情報公開ということでございます。これにつきましては、市が出資している法人につきましても市と同様に情報公開をするよう努力規定的ななかたちのなかで規定をしてございます。最後 36 条委任ということになりますが、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めるということで、次にご説明申し上げます規則ということになるかと思えます。以上が条例の内容となります。続きまして資料 2 の規則ということでご覧いただきたいと思えます。実際には、この規則につきましては、条例に基づく事務手続きについて記載してございます。説明は、事務的な手続きでございますので省略をさせていただきますが、様式が載っております 3 ページを見ていただきたいと思えます。別表というかたちで、写しの交付という場合の実費額を規定してございます。昔は紙ベースでしたけれども、今はやはりコンピューター等によりまして情報量も多くなりますし、磁氣的記録によるものの交付ということも想定をされております。続きまして 4 ページからですけれども安曇野市情報公開請求書、5 ページ安曇野市情報公開決定通知書、6 ページ安曇野市情報部分公開決定通知書、7 ページ安曇野市情報非公開決定通知書、8 ページ安曇野市情報公開請求拒否決定通知書、9 ページ安曇野市情報不存在決定通知書、10 ページ安曇野市情報公開決定期間延長通知書、11 ページ安曇野市事案の移送に関する通知書、12 ページ安曇野市意見照会書、これは第三者に対するものです。13 ページやはり第三者に対する安曇野市公開決定等に係る意見書、最後に第三者に対する安曇野市公開決定に係る通知書ということで事務の手続き、様式に

ついて用意してございます。以上が安曇野市情報公開制度の概要となります。

[ 三澤会長 ] 何か質問ございますか。どうですか。

[ 事務局 ] とりあえず全部説明させていただいてからよろしいでしょうか。続きまして、安曇野市の個人情報保護制度ということで、安曇野市個人情報保護条例資料3をご覧いただきたいと思います。目的ということで条例の解釈、指針となるべきものが記載してございます。市の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することにより、基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資することを目的とする。第2条定義でございます。個人情報、本人、事業者、実施機関とあります。実施機関については、情報公開条例と同様の実施機関であります。(1)の個人情報ですが、個人に関する情報といえますのは、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、財産状況、思想、信条、信仰一切の個人に関する情報をいうものであります。このように個人の属性を示すすべての情報を対象としたのは、個人の利益が侵害されるかどうかは、情報の種類内容だけでは、一律に判断することができず、個々の具体的な収集利用又は提供、管理等の有罪との関連で判断する必要がある。特定の個人が識別され、又は識別され得るものということで、個人情報の保護を掲げてございますが、特定の個人が当該情報から直接識別され、又は識別され得る情報だけでなく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性がある場合を含むものであります。第3条の実施機関等の責務、2ページの第4条の事業者の責務、第5条市民の責務ということで定めてございます。第6条個人情報取扱事務の登録とあります。本条につきましては、実施機関が個人情報取扱いにあたって、事務の名称、目的、記録項目、収集先等明らかにするために個人情報取扱い事務登録簿を登録し、その登録を公表し、一般の閲覧に供する義務を定めているものであります。安曇野市におきましては、本来ならば、この事務の登録簿を整備してなくてはならないところですが、これから始めるというところでございます。また登録簿が出来上がりましたら委員の皆様には、みていただきながらご意見をいただきたいと思います。3ページの第7条適正な維持管理ということで書いてございます。個人情報の保護を図るために実施機関の責務を定めております。第8条収集の制限ということになっておりますが、本条につきましては、実施機関が個人情報を収集する際の原則を定めたものであります。個人情報の収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について一定規定してございます。基本的には、個人情報は、本人から収集しなければならない。ただ例外的に、本人の同意がある

とき、2番目として法令条例に定めがあるとき、3、出版報道等により公にされているとき、4、個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるとき、5番目としまして、他の実施機関から提供を受ける、6番目にございます全号各号に掲げる場合のほか、実施機関が安曇野市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞いたうえで、公益上必要があると認めるときということで規定してございます。この辺につきましてもまた、お願いするものであります。続きまして、4ページ第9条、利用及び提供の制限ということで規定してございます。前条の収集の制限とも関係をしてはいますが、実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、目的をもって情報を収集し、その目的以外に使ってははいけないと規定されておりますが、それに反して目的以外の目的のために個人情報を内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではないということで、本来の目的以外のために使う。あるいは、外部に提供する場合についても本人の同意があるとき、出版報道等により公にされているとき、個人の生命、身体、財産保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき、5番目として、同一の実施機関内で利用する場合、例えば、市長部局のなかでは、市長部局内で、健康福祉課の資料は、健康福祉課で使うとか、税務課で使うとかという場合が想定されます。国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人以下「国等」といいますが、若しくは、他の実施機関に影響する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ使用することに相当な理由があると認められるとき、現在、実際には、この5を、本来は、1の本人の同意があれば問題がないところなんですが、事務の遂行上(5)を比較的事務に必要な限度で使用しということで、基づいて使用しております。この辺につきましても審査会のご意見もまた伺わなければいけないかなと思っています。それから(6)全各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聞いたうえで、公益上必要があると認めるときということであります。第10条、電子計算機組織の結合の制限ということで記載してございますが、通信回線を用いた電子計算機等により個人情報保有実施機関以外のものに提供する場合は、相手方の必要性により実施機関が保有する個人情報を随時にアクセスすることを可能とし、実施機関としては、その個人情報を不可視の状態を提供することになるために市町村と実施機関以外のものへのオンライン結合という方法による個人情報の提供については、個人情報の保護のためにも必要な措置が講じられているとき以外は、行ってはならないと規定してございます。第11条、受託者の責務等ということであります。本条につきましても、個

個人情報の取扱い事務を実施機関以外のものに委託をしようとするとき、電算処理等の部分が考えられるわけですが、事務、業務を外部委託する場合には、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならないことを義務付けております。5 ページ第 12 条の開示の請求となっております。これもやはり何人も、誰でもということで、公文書に記録されている自己の個人情報については、開示する権利を認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人それから 3 にありますそれ以外の前 2 項に係る規則に定めるもの、規則のなかでは、同居の親族で、市長が特別な事情があると認める者と記載してございます。ですので、開示請求につきましては、何人も自己の個人情報、それから法定代理人、親族になろうかと思えます。それから第 13 条開示しないことができる個人情報ということでもあります。これにつきましては、個人情報保護制度では、本人の自己情報は、開示することが原則となっております。しかしながら自己情報でありながら、次に掲げるものについては、開示できないという規定になっております。概略を申し上げますと、法律や条例の規定により開示できないとされているもの、開示することにより第三者の権利・利益を害するおそれのあるもの、個人の評価、診断、選考、相談等に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの、それから検査、指導、取締り、交渉等に関する情報であって、開示することによりその事務事業の実施目的を失わせ、又は将来の同じような事務事業の円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの、それから事務事業の審議、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、将来の同じような審議、調査、研究等に著しい支障が生じるおそれのある場合、開示することにより個人の生命、身体、財産保護等の公共安全と秩序維持に支障が生ずるおそれのあるもの、開示することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるものとなっております。以上が開示できない個人情報となっております。6 ページ第 14 条部分開示となっております。これにつきましては、先程申し上げました情報公開と同趣旨でございます。第 15 条裁量的開示、それから第 16 条個人情報の記録の存否に関する情報、これにつきましては、情報公開条例と同じ取扱いをしていくということでございます。それから第 17 条訂正の請求ということでございます。本条につきましては、開示請求をして、開示を受けた個人情報に事実の誤りがあった場合において、本人がその訂正等を請求することができる権利を規定してございます。それから 7 ページ第 18 条削除の請求、それと 19 条中止の請求、書いてございますが、18 条、19 条いずれも開示を受けた個人情報の

取扱いがこの条例の規定する収集の制限、利用の制限、提供の制限に違反していると認められるときは、実施機関に対し、情報の削除及びその取扱いの利用、提供の中止を求めることができるということが規定されております。条例に違反して収集した場合等々、あるいは、目的外利用、外部提供した場合については、中止、削除を請求ができるという規定になっております。第 20 条請求の方法でございます。本条につきましては、自己の個人情報の開示を請求する場合の具体的な手続きを定めるとともに開示請求書に形式的な不備がある場合は、補正の手続きについて定めたものです。手続きのほかに、やはり請求書、請求される方、内容に不備があると、不備を理由に排除するのではなく、適正に請求書補正の手続きをするというものであります。8 ページ第 21 条請求に対する決定等ということでございます。本条は、開示請求等のあった場合の開示決定等までの期限、当該期限内に開示決定ができない場合の期限の延長、また、著しく大量な個人情報の開示請求があった場合の期限の特例について定めてございます。やはり 15 日以内、訂正請求、削除請求、中止請求については、30 日以内、やむを得ない理由により 60 日を限度として延長することができることを定めております。第 22 条決定後の手続きということについて定めております。9 ページ第 23 条費用の負担でございます。これにつきましても情報公開条例、規則の規定に基づき、実費としまして、そちらの条例を準用しながら定めてございます。第 24 条不服申し立てに対する措置ということで、本条につきましては、個人情報の開示請求、訂正等の請求、又は利用の中止請求に対する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てがあった場合の手続きについて定めてございます。内容につきましては、情報公開条例と同様となっております。情報公開条例の準用ということで、第 25 条でございます。本来ですと以前の条例ですと情報公開条例、個人情報保護条例ともに審査会を設けておりました。ですが多分に審査会の委員さんは、両方兼務をいただいているなかで、今回は、情報公開・個人情報保護審査会というようなかたちで二つをまとめて、ひとつの審査会にさせていただきました。その中で、審査会の組織及び調査審議の手続きについては、安曇野市情報公開条例の各相当規定に準用するというかたちで規定をしてございます。続きまして、10 ページ第 26 条事業者に対する指導、勧告ということで、事業者が条例の目的に反する行為をした場合には、市長は、是正若しくは中止、指導、勧告をすることができることになっております。それに従わない場合については、事業者に対し、意見を述べさせる機会を与えるとともに審査会の審議を経て公表すると規定してございます。それから運用状況の公表ということで規定してございます。第 28 条が他法令

との関係、第 29 条が苦情の処理、第 30 条が出資法人等の個人情報の保護ということで、個人情報保護についても出資法人については、市と同様にやりなさいと規定してございます。最後に第 31 委任ということで、規則が定められております。以上が条例でございます。続きまして、規則の説明をさせていただきます。やはり情報公開と同じです。資料 4 になりますが、事務についての手続きを定めております。5 ページ目です。これが安曇野市の個人情報取扱い事務登録簿ということで、これを備えつけて一般に公表し、閲覧させなさいということです。ですから市で取扱っている個人情報の目録と考えていいと思います。それから次のページ様式第 2 号になりますが、目的外利用承認申請書、目的外利用というのは、同じ実施機関内で使うことを目的外利用といいます。それから目的外利用決定通知書 続きまして、様式第 4 号外部提供承認申請書、第 5 号外部提供決定通知書、市長部局から議会事務局あるいは、国、他の地方公共団体に渡す場合には、外部提供というかたちになります。それから様式第 6 号個人情報の開示請求書、それから様式第 7 号は、開示等請求諾否決定通知書、この辺につきましては、行政不服ということで、教示文は載せてございます。それから第 8 号第三者情報に係る安曇野市個人情報開示請求意見聴取通知書、様式第 9 号安曇野市個人情報開示請求意見書、第 10 号開示等請求諾否決定期間延長通知書、第 11 号が個人情報保護措置要求通知書となっております。以上がそれぞれ各制度の概要ということで、説明させていただきました。続きまして資料 5 ということで、審査会の部分につきましては、ご存知かもしれませんが、一応フローについて記載してございます。まず 1 番私どものところ文書法規担当と申します。窓口、分庁方式であります情報公開の窓口となっております。そこに情報の公開を請求ということになります。この時点で個人情報が入っていないとか、ある程度公になっている、すぐに出るとかという場合には、情報公開の手続きを取らずに、窓口対応というかたちのなかで、ご案内をさせていただいております。できるだけ窓口対応で済ませたいと思っておりますが、なかなか個人情報が入ったりする場合には、そうもいかないので、手続きをとっていただくことになろうかと思っております。それから 2 番、公開、非公開の検討ということになっております。実施機関で、安曇野市の場合には私どもが窓口ですが、情報を持っている所は、それぞれの部署でございます。それぞれの部署、担当課が原課というかたちのなかで、対応していただいております。そこに非開示情報、個人情報等が入っている場合の相談等は、私どもと一緒に相談しながら決定していくということで、公開、閲覧あるいは、写しの交付等という流れになります。一部公開も含めてですけれども。逆に非公開、一部非公開、

部分公開を含めて、非公開につきましては、非公開の理由をつけて通知を出します。そこで、請求者が として、決定に不服がある場合は、不服申立てをしていただきます。私どもの文書担当でお受けをするということであり、それぞれ実施機関、市長部局、議会ありますけど、私ども市長部局ということで、実施機関が不服申立てを受け、それに対して、こちらでは、市長名で審査委員会に不服申立てについての諮問をいたします。 番になりますが、そこでこの審査会で不服申立てについての審査をしていただきます。そして、皆様でそれに対して検討を加えていただいて、市長に答申書をいただきます。答申書をいただいて、その時点で、それらを尊重して、決定するか決定をしまして公開するかまた非公開にするかということになります。それが、審査会の不服申立てのフローとなります。その他に制度等の検討も入ってきますけどもよろしくお願ひいたします。続きまして、(2) 審査会の運営ということで資料6をお願いいたします。あくまでも事務局案ということでご提示させていただきました。この場で、審議をしていただく中で、決定をしていただければいいかなと思います。まず、審査会の開催ということになります。定例的な開催というのは、毎会計年度終了後速やかにということで5月、6月頃を予定しております。各制度の運用状況の報告、情報公開条例第33条及び個人情報保護条例第27条の規定により、各制度の運用状況について、公表することが定められております。この内容をあらかじめ審査会に報告し、公表の適切な実施を図るというものでございます。それからイとしまして、個人情報取扱事務の登録簿の状況ということで、先程も説明をさせていただきましたが、登録簿を備え付けろということになっております。その登録簿につきまして、登録簿を備え付け、その登録簿を公表し、一般に閲覧に供することが定められております。この登録状況を審査会に報告し、適切な個人情報の取扱い事務を行っていくものであります。ですので、増えたもの、無くなったもの、あるいは内容がいいのかどうかというようなことを、またご検討をいただきたいと思ひます。その他審査会の運営に関して必要な事項ということで、定期的な開催、それから2番として、臨時的な開催ということ。情報公開条例第17条これは、不服申立てに対する措置です。個人情報保護条例第24条も同様でございます。この規定に基づき、不服申立てがなされ、市長等の実施機関により審査会に諮問があった場合については、都度会長名で召集させていただきます。イとしまして、情報公開条例第20条第2項の規定に基づき、情報公開制度個人情報保護制度による重要事項の調査審議、それから先程市長も申しましたように、例えば、条例改正の中で、市民の信頼を得るためにその職員に対する罰則規定を設けることの検討です

とか指定管理者も公益法人、出資法人と同様に情報公開、個人情報保護の開示を行うという部分を条例に盛り込むこともあるかと思えます。それからウの個人情報保護条例第8条第2項第6号これは、個人情報の条例に掲げる以外の収集方法です。目的外、条例に掲げる以外の収集方法及び第9条第1項第6号の規定に基づくというのは、個人情報保護条例に掲げる以外の目的外利用、提供する場合、先程言いましたが、審査会の意見を聞いたうえでの部分になるかと思えます。審査会に意見を求められた場合、個人情報保護条例第26条第3項の規定に基づき、市長等の実施機関により審査会の審議を求められた場合は、これにつきましては、先程申しましたが、事業者に対する指導勧告に従わない場合の公表についての審議となります。以上が審査会の開催及び内容になります。審査会の公開、非公開ということですが、(1)安曇野市属機関等の設置及び運営に関する指針、資料7番でございます。6、附属機関等会議の公開の基準が定めてございます。基本的には公開原則とする。ただし、公正かつ円滑な審議を著しく阻害され、公開会議の目的が達成されないと認められる場合は、非公開とすることができる。それから2、情報公開条例第27条の規定により諮問に応じて行う不服申立ての調査・審議にかかるものについては、非開示とされた情報を個別的に審査することなどから非公開とするということで、条例上からも決まっております。ですので、審査会の公開、非公開につきましては、この指針によりまして、原則公開、しかしながら条例等の規定により非公開とされた部分もあるし、また審議の過程上、非開示情報の検討等にはいる場合には、非公開とするではどうかと思っております。それから3、傍聴人の人数については、審査会を公開した場合の傍聴人の人数については、会場の広さを考慮して決定するが、本庁第2会議室で行う場合には、本会場であります。10人までとする。なお、傍聴希望者多数である場合には、抽選とするということで、安曇野市附属機関等の会議の公開に関する基準が定められています。そこに2対象となる附属機関、当然安曇野市情報公開・個人情報保護審査会も対象になります。3、公開、非公開の決定と書いてございますが、それは、先程話した内容でございます。それから会議開催の事前公表につきましては、今回も事前に市のホームページ上に掲載させていただきました。それから5の会議の公開の方法ということで、傍聴について規定しております。6、傍聴することができない者、7、傍聴者の守るべき事項、傍聴規則的なものが決められています。それから8、会議概要の作成、9、会議概要の公表と規定しております。また、2週間以内に本会議の概要をホームページ上に公表するものでございます。4、審査会の事前公表及び概要の公表となっております。安曇野

市附属機関等の会議の公開に関する基準の規定に基づき、別紙1に掲げる事項を、会議の開催予定の2週間前までに公表する。審査会は、非公開とされたものを除き、会議の終了後2週間以内に別紙2による会議内容を公表をする。公表については、安曇野市のホームページ及び窓口での閲覧ということになります。最後5の審査会の会議録は、録音をもとに事務局で速やかに作成をします。一応、全文筆記的、全文翻訳的に近い要点筆記とかたちにしたいと思っております。事前に各委員に送付をして、確認をしていただいたうえで、修正等がなければ会長の署名を得て、議事録としたいというふうに思います。議事録につきましては、審査会を公開した場合には、公開、審査会を非公開にした場合には、公開しないということではどうかと思っております。以上が1の制度の概要及び審査会の概要、2の審査会の運営についてということで説明をさせていただきました。

[三澤会長] はい、ありがとうございました。1と2について質問やご意見ございますか。条例と規則なんかの部分は、よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。異議なしということでよろしいと思います。それから審査会の運営についてですけれども、これも開催その他ご意見がございましたら、よろしいでしょうか。はい資料の6まででしょうかね。資料7までよろしいでしょうか。資料の8になりますかね、3の平成17年度各制度の実施状況について、これを事務局からお願いします。

[事務局] それでは、資料の8をご覧いただきたいと思っております。平成17年度安曇野市情報公開・個人情報保護制度の実施状況についてということで記載してございます。昨年10月1日合併してからでございますが、本年3月31日の半年間でございます。情報公開請求件数及び処理件数として記載してございますが、市長部局が請求件数9、公開が5、部分公開が2、不存在が2ということでございます。その他教育委員会が請求1、公開が1という具合になっております。各実施機関の合計請求件数が10、公開が6、部分公開が2、不存在が2というような状況になっております。なお、情報公開についての不服申立て等はありませんでした。それから平成17年度における安曇野市の個人情報開示制度の実施状況ということでございますが、個人情報の開示請求の件数及び処理の状況につきましては、該当がありませんでした。以上制度の概要運用状況についてということでございます。なお、裏面に実施状況の一覧について掲載してございます。参考までにご覧いただければと思います。以上です。

[三澤会長] ありがとうございます。いま事務局のほうから報告をいただきましたけれども、この資料8について質問ございましたらお願いします。質問ありませんか。ご意見もありませんか。よろしいでしょうか。それでは、あ

と、この次第の中のその他とありますが何かございますか。事務局のほうで何かありますか。

[事務局] では、若干お願いやらということで、お話しをさせていただきたいと思えます。今、17年度の実施状況の確認をいただきました。市が始まって半年ということで、件数も少ないです。序々に情報公開も出てますが、なるべく窓口対応でいうことで対応しております。その中で、実施状況については、公表しなさいということになっております。市の広報及びホームページ上にこの実施状況については、公表をしていきます。この中で、一応ホームページ上にもページを設けて、情報公開・個人情報保護という中で、実施状況の公表、それからあとは、条例を載せてみたりとか、請求書をそこから様式を取り出せるようにするとか、いろんなことをこれから考えていきたいと思っておりますけども、そんな中で、今回の議事録、会議概要も載せていきたいと思えますが、当然、委員さんたちの名前も載ってきます。なおかつ、安曇野市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿というかたちで載せたいと思えますが、その辺につきましては、載せる内容につきましては、お名前と役職のみとさせていただきますがよろしいでしょうか。

[三澤会長] よろしいでしょうか。いいですね。

[事務局] それと今後、不服申立てがないこと等を祈っているわけですが、あった場合には、なるべく事前にメールあるいは、通知等で空き日程の照会をさせていただいて、みなさんが一番ご都合のよい日に合わせていきたいと思えます。過半数の出席で成立とは言いますけれども、人数が人数だけに、やはり全員の方が参集されてご検討いただいたほうがよいと思えますので、今後、開催につきましては、事前に開催日程について照会をさせていただくことでお願いいたします。以上です。

[三澤会長] それでは、委員の方のほうからご意見ありませんか。

[岡田委員] いいです。何もなければ、来年の5月ということですか。先程の市長のお話しの中では、なんかこう答申みたいなものがあるというようなニュアンスのお話もあったんですけど、基本的にはないでしょうか。仕組みを作っていく中で、ご意見がどうかこうにかということはないというふうに考えていいですか。

[事務局] 仕組みと申しますか、例えば、先程言った条例改正とかですね。それはやはり個人情報についても、やはりいろいろと情報漏えいとか団体でもいっぱいありますし、逆に過敏になりすぎてしまって、情報を出さないという事例もあります。その中で、やはり一般的な流れについては、条例上に職員に対する罰則規定を、地公法上の関係もありますけれども、設ける自治体もありますし、設けているのが流れ的になっています。その部分についての他法令

との兼ね合いだとか、お金の関係だとかという部分の検討も逐次召集させていただいて検討をしていかななくてはいけないのかなと思っておりますし、それからあと指定管理者というのが今、自治法の改正になっていますね。その部分の情報についてもやはり市の公の施設ですので、その管理している方の情報といたしますか、そこら辺についても市と同様に個人情報もそうですし、情報公開もそうですし、やっていただくということで、指定管理者までは実施機関には含みませんが、他団体ですので、ただやはり努力規定的に市と同じように規定をつくっていかなくてはならないのかなと思っております。その辺も多分今、指定管理者制度の指定も進めておりますけども、やはり市民からの要求も出てきますし、条例改正については、すべて審査会のご意見を聞いたうえで、改正をしていきたいと思っております。

[ 岡田委員 ] 不服申立てがなくてもあり得るのか。

[ 事務局 ] あり得ます。

[ 岡田委員 ] わかりました。

[ 三澤会長 ] 部長さんから何かありますか。

[ 黒岩部長 ] 私どもはよろしいです。

[ 三澤会長 ] いいですか。

[ 黒岩部長 ] はい。

[ 三澤会長 ] それでは、これで終わりにしてよろしいでしょうかね。

以上で、第1回の安曇野市情報公開・個人情報保護審査会を終了したいと思います。ここにありますようにですね、いまお話に出ていましたけれども基本的人権の尊重の擁護と、それから公正、開かれた市政と、こういう非常に微妙なバランスの中で我々は動いているということであろうかと思いますが、今のお話のようにできる限りないことを願いながらこの会を閉じたいと思っております。ありがとうございました。

[ 事務局 ] ありがとうございました。